

スポーツ施設使用料等の減免取扱基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、富山市スポーツ施設条例施行規則第9条に規定する使用料等の減免の取扱基準及び事務手続きについて定める。

(減免対象)

第2条 富山市スポーツ施設条例施行規則の別表第2に規定する減免の対象は、次の事業及び団体等とする。なお、複数の要件に該当する場合は、減免額の大きいものを適用する。

(1) 「市又は市教育委員会が主催するもの」とは、次のいずれかに該当するものとする。

① 市又は市教育委員会が主催者として実施する事業

市又は市教育委員会が主催者として実施する事業及び市又は市教育委員会が他の団体と共に主催して実施する事業並びに市又は市教育委員会が(公財)富山市体育協会や市の小・中学校校長会等への委託により実施する事業についても減免の対象とする。

なお、市立の小学校及び中学校の学校長が教育課程外の教育活動と認めた学校部活動に使用する場合で、使用日の前日以前に施設使用承認を受けたもの並びに市が国又は県からの委託金により実施する事業については、原則として減免しない。

② 市又は市教育委員会が主体となって設置した実行委員会又は運営委員会が主催者として実施する事業

(2) 「市又は市教育委員会が共催するもの」とは、『富山市及び富山市教育委員会の後援等名義の使用承認に関する事務取扱要綱』の規定に基づき、市又は市教育委員会から共催の承認を受けた事業とする。

(3) 「市又は市教育委員会が後援するもの」とは、『富山市及び富山市教育委員会の後援等名義の使用承認に関する事務取扱要綱』の規定に基づき、市又は市教育委員会から後援の承認を受けた事業とする。

(4) 「市が公認するアマチュアスポーツ団体が主催するアマチュアスポーツ行事」とは、次のとおりとする。

① 市が公認するアマチュアスポーツ団体

ア. (公財)富山市体育協会及びその加盟団体

<参考> (公財)富山市体育協会の加盟団体

* 富山市を代表する競技団体

* 富山市を代表する健康スポーツ団体

* 富山市の地区及び校下体育団体

* 富山市を代表する学校体育団体 (中学校体育連盟、小学校スポーツ推進連盟)

- イ. (公財)富山市体育協会が主体となって組織する実行委員会又は実施本部
- ウ. 富山市スポーツ推進委員協議会
- エ. 富山市スポーツ少年団本部及び本部に登録されているスポーツ少年団
- オ. とやま女性スポーツの会
- カ. スポーツ活動を目的とした市内のNPO法人

注: 県、県教育委員会、県体育協会及びその加盟団体(富山市体育協会は除く)、
県高等学校野球連盟並びに県生涯スポーツ協議会及びその加盟団体等は、
本項目の該当団体ではない。

② アマチュアスポーツ行事

- ア. 競技会、強化練習会、合同練習会、普及講習会、スポーツ教室等
- イ. 上記行事を実施するための会議等
- ウ. 団体の目的を達成するための研修会等
(団体の登録者等が行なう大会、練習、会議等は除く。)

(5) 「県又は県教育委員会が主催するアマチュアスポーツ行事」とは、次のいずれかに該当するものとする。

① 県又は県教育委員会が主催者として実施するアマチュアスポーツの行事

県又は県教育委員会が主催者として実施するアマチュアスポーツの行事及び県又は県教育委員会が他の団体と共に主催して実施するアマチュアスポーツの行事についても減免の対象とする。

なお、県立の高等学校の学校長が教育課程外の教育活動と認めた学校部活動に使用する場で、使用日の前日以前に施設使用承認を受けたものについては、原則として減免しない。

② 県又は県教育委員会が主体となって設置した実行委員会又は運営委員会が主催者として実施するアマチュアスポーツの行事

注: アマチュアスポーツ行事は、(4) ②の行事とする。

(6) 「市長が特に必要と認めるもの」とは、『高齢者等の市営スポーツ施設減免要綱』及び『学校週5日制に伴う社会教育施設無料化実施要領』に定めるもののほか、次のものとする。

① 前記(1)～(5)以外の団体及び事業で、市長が特に必要と認めるもの

- ア. 市立学校未設置校が市民プール等を利用
- イ. 富山サンダーバーズ及び富山グラウジーズ、カターレ富山の利用
- ウ. スポーツ合宿を行う県外チームの利用

注: 市観光振興課の交付決定を受けたスポーツ合宿が対象
エ. その他、市長が特に認めるもの

- ② 前記(1)～(5)に掲げるもので、規定と異なる減免額について、市長が特に必要と認めるもの。
- ③ 附属設備の使用料及び冷暖房料について、市長が特に必要と認めるもの

(減免手続)

第3条 減免の承認を行う場合の手続きについては、次に掲げる手続きに基づいて、関係書類等の確認を行い、適切に処理するものとする。

(1) 市又は市教育委員会が主催するもの

- ① 事業を主催する担当部局の「事業実施要項」等により、減免の規定に該当することを確認する。
- ② 富山市スポーツ施設条例施行規則第9条第2項に規定する減免申請書の提出を受け、所定の手続きを経て、承認を行うものとする。
- ③ 学校施設の改築等に伴い、授業のために施設を使用する場合については、前記①②にかかわらず、別途起案により対応するものとする。
- ④ 市立の小学校及び中学校の学校長が教育課程外の教育活動と認めた学校部活動にあっては、一般利用者を優先すべく社会体育施設であることから当日に使用承認を受けて使用する場合に限り、減免するものであり、その手続きについては前記②によるものとする。

(2) 市又は市教育委員会が共催するもの

- ① 後援等名義の使用承認に関する事務取扱要綱に基づく、共催の承認を受けていることを確認する。
- ② 申請者の「事業実施要項」等により、減免の規定に該当することを確認する。
- ③ 富山市スポーツ施設条例施行規則第9条第2項に規定する減免申請書の提出を受け、所定の手続きを経て、承認を行うものとする。
- ④ 当該事業が規定と異なる減免額を要する場合は、「市長が特に必要と認めるもの」として、別途決裁により対処するものとする。

(3) 市又は市教育委員会が後援するもの

- ① 後援等名義の使用承認に関する事務取扱要綱に基づく、後援の承認を受けていることを確認する。
- ② 申請者の「事業実施要項」等により、減免の規定に該当することを確認する。
- ③ 富山市スポーツ施設条例施行規則第9条第2項に規定する減免申請書の提出を受け、所定の手続きを経て、承認を行うものとする。
- ④ 当該事業が規定と異なる減免額を要する場合は、「市長が特に必要と認めるもの」として、別途決裁により対処するものとする。

- (4) 市が公認するアマチュアスポーツ団体が主催するアマチュアスポーツ行事
- ① 申請団体が、第2条で定める減免の対象団体であることを確認する。
 - ② 申請団体の「事業実施要項」等により、第2条で定める減免の対象事業であることを確認する。
 - ③ 富山市スポーツ施設条例施行規則第9条第2項に規定する減免申請書の提出を受け、所定の手続きを経て、承認を行うものとする。
 - ④ 当該事業が規定と異なる減免額を要する場合は、「市長が特に必要と認めるもの」として、別途決裁により対処するものとする。

(5) 県又は県教育委員会が主催するアマチュアスポーツ行事

- ① 事業を主催する担当部局の「事業実施要項」等により、減免の規定に該当することを確認する。
- ② 富山市スポーツ施設条例施行規則第9条第2項に規定する減免申請書の提出を受け、所定の手続きを経て、承認を行うものとする。
- ③ 学校施設の改築等に伴い、授業のために施設を使用する場合には、前記①②にかかわらず、別途起案により対応するものとする。
- ④ 県立の高等学校の学校長が教育課程外の教育活動と認めた学校部活動にあつては、一般利用者を優先すべく社会体育施設であることから当日に使用承認を受けて使用する場合に限り、減免するものであり、その手続きについては前記②によるものとする。

(6) 市長が特に必要と定めるもの

- ① 市長が特に必要と定めるもののうち、高齢者等減免要綱及び学校週5日制に伴う社会教育施設無料化実施要領に定めるものについては、当該要綱等の定めるところにより処理するものとする。
- ② 個別に起案・決裁を受けたものについては、富山市スポーツ施設条例施行規則第9条第2項に規定する所定の手続きを経て、承認を行うものとする。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。